

「加盟店におけるEMV 3-Dセキュア導入推進ロードマップ」  
「イシューア-におけるEMV 3-Dセキュア推進ロードマップ」  
策定のお知らせ

クレジット取引セキュリティ対策協議会  
EMV 3-Dセキュア等推進WG

今般、クレジット取引セキュリティ対策協議会（以下、協議会）EMV 3-Dセキュア等推進WGにおいて、「加盟店におけるEMV 3-Dセキュア導入推進ロードマップ」及び「イシューア-におけるEMV 3-Dセキュア推進ロードマップ」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. ホームページ掲載資料および掲載場所

- ・加盟店におけるEMV 3-Dセキュア導入推進ロードマップ
- ・イシューア-におけるEMV 3-Dセキュア推進ロードマップ

■一般社団法人日本クレジット協会ホームページ

<https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

2. 策定背景と概要

- ・協議会が2023年3月に策定・公表したクレジットカード・セキュリティガイドライン4.0版（以下、ガイドライン4.0版）では、EC加盟店の不正利用対策として「原則、全てのEC加盟店は2025年3月末までにEMV 3-Dセキュアの導入を計画的に進める」ことを求めています。
- ・不正利用被害額の早期削減を実現するためには、不正利用リスクが大きいEC加盟店からEMV 3-Dセキュアの導入を進めることが有効であることから、今般、加盟店の不正利用リスクに応じた2025年3月末までのEMV 3-Dセキュア導入推進ロードマップを作成いたしました。
- ・併せて、EMV 3-Dセキュアの効果を最大限に発揮するためには、クレジットカード会社（イシューア-）におけるEMV 3-Dセキュア推進も重要となることから、国際ブランド付クレジットカードを発行する全てのイシューア-で取り組むべき事項や具体的な目標数値・対応期限について「イシューア-におけるEMV 3-Dセキュア推進ロードマップ」として取りまとめています。

(注1) クレジット取引セキュリティ対策協議会：国内のクレジットカード取引において「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目的として、クレジット取引に関わる幅広い事業者及び行政等が参画し、2015年（平成27年）3月に設置された。協議会事務局を一般社団法人日本クレジット協会が務めている。

(注2) クレジットカード・セキュリティガイドラインガイドラインは、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」において割賦販売法で義務付けられているカード番号等の適切な管理及び不正利用防止措置の実務上の指針として位置付けられ、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を適切に講じている場合には、セキュリティ対策に係る法令上の基準となる「必要かつ適切な措置」を満たしていると認められます。  
ガイドラインにおいては、同法で規定される措置に該当する部分を【指針対策】と記載しています。

◎お問い合わせは以下までお願いいたします。

クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル

TEL：03-5643-0011